

患者の皆様の権利に関する宣言

当院では、患者の皆様の尊厳や人間性が尊重され、パートナーシップを強化し、以下の権利が守られることを宣言します。

1. 良質の医療を受ける権利
患者の皆様は、差別されることなく適切な医療を受ける権利を有します。
2. 選択の自由の権利
患者の皆様は、医師や病院或いは保健サービス施設を自由に選択し、変更することができます。また、いかなる段階においても別の医師の意見を求める権利を有します。
3. 自己決定権
患者の皆様は、自分自身に関わる自由な決定を行う権利を有し、それに必要な情報を得る権利を有します。
4. 意思に反する処置
患者の皆様は、意思に反する診断上の処置或いは治療は、原則的に行いません。
5. 情報に関する権利
患者の皆様は、医療上の自己の情報を得る権利を有します。また、知らされずにおく権利と自分に代わって自己の情報の提供を受ける人を選択する権利も有します。
6. 守秘に関する権利
診療の過程で得られた患者の皆様の個人情報、全て保護されます。
7. 尊厳を得る権利
患者の皆様は、いかなる状態にあっても人格的に扱われ、尊厳をもってその生を全うする権利を有します。

潤和会記念病院 院長 岩村 威志

記念病院 理念

「人間愛」

記念病院 基本方針

1. 患者様の人権と意思を尊重し、患者様の立場に立った医療の提供
2. 地域の中核的病院として、専門的且つ高度な医療を実践
3. チーム医療を推進し、より良い医療の希求
4. 豊かな人間性を備えた医療人の育成
5. 職員が意欲を持って働ける職場環境

あとがき

今回あとかぎの執筆を担当する事となり、何を題材に書いたら良いのか全く頭に浮かばない。時間だけが過ぎ、まるで原稿締め切りを迫られる漫画家のような気分である。

迷いに迷い、来年は東京オリンピック・パラリンピックもあることから、何かスポーツの話題で書いてみようという事に決めた。

ただ私自身スポーツといっても、気持ち先走り、体がついてこないという、「あるある」な仕上り具合。専ら観る専門といったところだ。

この時期は多くのプロ球団がシーズン前キャンプで宮崎を訪れている。休日になると、娘を連れて各地を回り、素人目線で、プロ解説者のような口ぶりで説明している。

そんな私でも学生時代はひたすらサッカーに打ち込んでいたこともあり、サッカーに関しては多少の知識は持っているつもりでいる。

サッカーは十一名で編成し、ゴールキーパー以外は手を使わず、ボールをゴールに入れるという、シンプルながら競技である。近年では、トラッキングデータとい、選手の動きを数値化し、走行距離、スプリント回数、パス成功率といった数字も出るようになってきている。一試合九〇分間で一人の選手が実際にボールを持つ時間は約二分と言われている。ほとんどの時間はボールを持っておらず、いわゆるオフ・ザ・ボールの動きが重要となるスポーツだ。

シンプルながらも、頭脳を使いチーム状況に応じて様々な戦略が練り込まれており、組織としてのチームプレーが求められる。スポーツ全般に言える事であるが、試合をしてみないと何が起るかわからない。実力差がある格上の相手に対し、格下が勝利するというジャイアントキリングも珍しくない。

これは社会生活でも同じような事が言えるのではないだろうか。組織人として自分の役割を認識し、ゴールして勝つというという「目標」に向かい、どう「手段」で、どう「遂行」していくか。負けた場合は、その「課題」が何であったか振り返り、戦略を練り直す作業も必要である。チームスポーツにおいて、個人の知識や技術も重要だが、組織内での連携や協調性を高めることで、大きな力になるに違いない。

来年は東京オリンピック・パラリンピックが開催される。スポーツが好んで、観る専門の私にとっては、楽しみで仕方がない。勝敗も大事であるが、一生懸命に頑張る姿は、勇気や感動を与えてくれる。元号も変わり、新時代にふさわしい大会となるよう、陰ながら応援しています。

潤 うるおい

No. 76

2019年 4月1日発行



一般財団法人 潤和リハビリテーション振興財団
潤和会記念病院

病院長 岩村 威志

〒880-2112 宮崎市大字小松1119番地
TEL0985-47-5555 FAX0985-47-8558

http://www.junwakai.com

辞めない、働き続けられる職場環境を！！

潤和会記念病院 看護部長 日高 仙子



2017年4月看護部長を拝命し、3年目の春を迎えます。2年間で振り返りますと、まず一番に苦労したのは人員確保、業務改善です。

当院の看護師数は310名であり、平均年齢は36.9歳、平均在籍年数は9.3年です。毎月25名程度が産前・産後、育児休暇などの長期休暇を取得しており、毎月3人ほどが産休入りし、3人ほどが育児休暇を終え復帰するというサイクルが定着しています。また3歳未満の子を持つ親は育児短縮措置(所定労働時間6時間)を選択することができ、25名程度が利用しています。以前の就業規則における労働時間は9時～16時としていましたが、多い部署は6人にもなり、6人全員が同時刻に出退勤してしまうと、業務に支障を来すようになりました。そこで2017年「勤務時間の範囲で」という文言を加え、出退勤時間に自由度を持たせた就業規則に改定しています。ご家族のご理解を頂き、是非ご協力ください。35歳未満は42%です。現時点において子育て世代を支える職員ですが、いずれ支えてもらう立場にもなり得ます。是非ご理解ください。2018年は SCU(脳卒中ケアユニット6床)開設に向けての人員増員計画もあり、離職防止と定着に向けて、様々な対策を検討してきました。

その一つが前述した子育て世代を支えるための夜勤者の確保です。子育て世代は夜勤ができないことを理由に離職を考えるといます。そこで夜勤専従看護師の導入を検討し、2017年2月より試行、小学生を持つ母親が希望してくれました。夜勤9回(16時～9時)のみ、他は夜勤明けか公休であるため、元々160時間程度だった労働時間は144時間限定になります。お子さんは「お母さんが家にいる日がわかりやすい、夜居る日が多くなった」と言ってくれたといます。それまで早出、遅出、長日勤(8時半～20時半)の勤務の組み合わせであったため、勤務の凸凹が解消され、子どもにわかりやすい勤務パターンが実現できたということです。以降、夜勤専従を希望する看護師は次第に増加、複数名存在する部署も

あり、月ごとの振り分けも可能となっています。これにより夜勤平均回数は3.5回となっています。

そこで二つ目が奨学金制度やキャリアアップ支援の導入です。奨学金制度は看護学生だけでなく、看護補助者が准看護師、准看護師が正看護師を目指すキャリアアップ支援策とつながります。この制度を利用して2017年度は外部看護学生7名、2018年度当院看護補助者2名、准看護師4名、外部看護学生5名が貸与を受け、2019年度は准看護師を目指す専門学校生5名の採用予定もあります。将来的な看護師人員確保だけでなく、現在の看護補助者業務の一部を担っていただきながら、将来働くかもしれない当院の環境を知る、同僚を知る・知ってもらう有効な機会となり得ます。是非、資格取得に向け、仕事と学業との両立を目指してください。

また看護補助業務を整理し、分業または委託を検討しています。その中でシーツ交換は、就労継続支援事業者と連携し、当院看護師の管理下で、指導員と複数名の障害者をチームとして編成、事業所での実習等を経て2019年2月より実施しています。双方が手探りの状態ではありますが、作業の効率化もあがり、業務内容の拡大、さらには笑顔等も増え、チームワークが向上したとの報告もあり、就労の場の提供だけではなく、社会活動へ参加する喜びや達成感が得られるのではと嬉しい気持ちです。さらに、最近では障害者職業センターからの障害者就労に向けてのご相談を受ける機会も増え、実習を進めながら、支援者等と連携、障害者就労支援の一助となるよう体制を整備し、業務を分けてきました。職員の皆様のご理解、ご協力をいただき、2018年度、新たに3名が当院での就労につながりました。今後は長く勤めていただけるよう環境を整えていきたいと考えています。

最後に2018年度離職率についてです。看護師6.4%(2017年9.5%)、看護補助者24%(29%)です。離職防止と定着に向け、今後も努力して参ります。2019年度もよろしくお願いたします。

薬の飲み方について

薬剤管理室

薬を飲むタイミングは、薬の体内への吸収の仕方や副作用の出方など薬の特徴を考慮して決められています。それぞれの薬にあった飲み方をする事で効果を最大限引き出すことができます。



🍷 起床時:起きてすぐ

例) 骨粗鬆症薬であるビスホスホネート系の薬
←食事の影響を受けるため

🍷 食前:食事を始める30分前

例) 漢方(飲み忘れを防ぐために他の薬と同様食後で処方されることもあります)
←食事の影響で吸収が低下するのを避けるため

🍷 食直前:食事を始める5~10分前

例) 一部の糖尿病のお薬←食後の急激な血糖上昇を抑えるため
吐き気止め←食事による吐き気を抑えるため

🍷 食直後:食事終了から5~10分以内

例) 高脂血症治療などに使われるイコサペント酸エチル(EPA)
←空腹時では吸収が悪いため

🍷 食後:食事終了から30分以内

一番飲み忘れが少ない服用方法であるため、ほとんどの薬が食後で処方されています。

🍷 食間(食後2時間):食事中にという意味ではなく、食事と食事の間

例) 吸着作用のある活性炭←同時に服用した他の薬も吸着してしまうため

🍷 寝る前

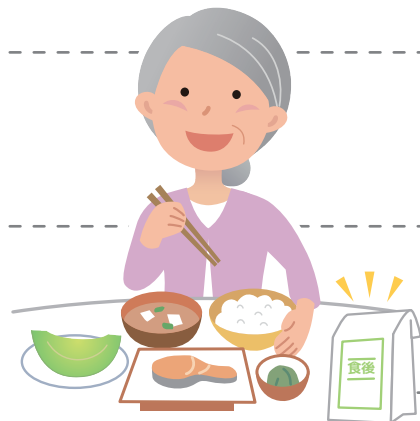
例) 睡眠薬←寝つきをよくするため
便秘薬←翌朝に便意を催させるため

🍷 頓服:症状のある時など必要なときに服用

※1 飲み忘れた場合の対処法

基本的には気付いた時にすぐに服用して下さい。ただし、次の服用時間が近い時はその回の服用は中止し、次回から決められた飲み方で服用して下さい。絶対に2回分を一度に服用しないで下さい。糖尿病薬など、この限りでない薬もありますので、不明な点があれば医師・看護師・薬剤師へご相談下さい。

※2 患者様の病状によっては異なる服用方法を指示されることもありますので、指示された服用方法をお守りください。



働き方改革

麻酔科 中矢 雅代

働き方改革、子連れ出勤、待機児童。これまでもニュースでよく耳にしていたこれらの事柄を、最近は一層身近な問題として考えるようになりました。というのも、私自身が昨年12月に長女を出産して育児休業中、子育てをしながらの仕事復帰について真剣に考える時期にあるからです。産休に入る前は大学卒業後12年目にして初めての長期休業をどう過ごせばいいものかと思案したり、早く復帰しないと仕事の勘が鈍るのではと不安を感じていました。ところがいざ娘が生まれてみると毎日が文字通りあっという間で、日々変化し成長している娘の姿を見ていたら仕事復帰のことは後回しになっているのが正直なところでした。

ただ、のんびりもしてられません。復帰をするにあたってどうしても必要な保育園ですが、宮崎市内でも殆ど空きがないのが現状です。子供が生まれたらすぐ、早い人は妊娠中から保育園見学を始め、自宅や職場から近いところなんて贅沢は言っていないようです。

そして復帰後の働き方。これも産休前のようにはいかない場面が多々あるとわかってはいたつもりでした。しかし子供の予防接種や健診予定を見てその多さに驚き、改めて子育てと仕事を両立させることの難しさを感じました。法制上の働き方改革が進められていますが、私個人の働き方にも大きな改革が必要になるのは間違いありません。

子育てと仕事の両立は、初めての育児で毎日ドタバタと過ごしている今の私にとって途方もなく大きな挑戦に思えます。働き方が変わってもそれまでの自らのキャリアを維持できるのが理想です。長期間仕事から離れていることによる知識や技術の衰えはもちろん不安ですが、その中でも少しでも理想に近づけるよう努力したいと思っています。

